

平成27年1月1日以後、相続税の改正と同時に贈与税の改正も行われます。

「贈与」は所有財産を移動させる方法であるため、将来の相続税を圧縮する有効な手段の一つとなっています。

今回は、贈与税の計算方法の基本的な部分と改正内容をご紹介します。

## 贈与税の計算方法

### 暦年課税

- ① 贈与財産の価額から控除する金額

**基礎控除額 毎年110万円**

※ 課税価格が110万円を超える場合は、申告が必要となります。

- ② 税率

(基礎控除後の課税価格に対して)

**超過累進税率**(下図参照)

#### 【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、**相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額(贈与時の時価)は加算**しなければなりません。

### 相続時精算課税

- ① 贈与財産の価額から控除する金額

**特別控除額 2,500万円**

※ 前年までに特別控除額を使用した場合、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

- ② 税率

(特別控除額を超えた部分に対して)

**一律20%の税率**

#### 【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

その際、**既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します(控除しきれない金額は還付)**されます。

基礎控除後の課税価格		税率		
		改正前	改正後	
超	以下		一般贈与	特例贈与
	200万円	10%	<b>10%</b>	<b>10%</b>
200万円	300万円	15%	<b>15%</b>	<b>15%</b>
300万円	400万円	20%	<b>20%</b>	
400万円	600万円	30%	<b>30%</b>	<b>20%</b>
600万円	1,000万円	40%	<b>40%</b>	<b>30%</b>
1,000万円	1,500万円	50%	<b>45%</b>	<b>40%</b>
1,500万円	3,000万円		<b>50%</b>	<b>45%</b>
3,000万円	4,500万円		<b>55%</b>	<b>50%</b>
	4,500万円			<b>55%</b>

贈与者：直系尊属(父母・祖父母等)

受贈者：贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者

⇒「特例贈与」に該当し、税率が軽減されます。

贈与者	・ 贈与をした年の1月1日において <b>60歳以上</b> の者
受贈者	・ 贈与を受けた年の1月1日において <b>20歳以上</b> の者 ・ 贈与を受けた時において、贈与者の <b>推定相続人及び孫</b>

※下線部が改正内容です。

来年以降の相続税改正により、相続税の納税義務者は現行の1.5倍を超えると想定されています。

**計画的な生前贈与は、相続税を圧縮する有効な手段の一つ**に挙げられます。

お気軽にご相談ください。